

懲罰特別委員会報告書（閉会中の継続審査）

任 務 事 項	審 査 結 果	採 決 日
藤本誠議員に対する懲罰動議の件	公開の議場における陳謝	8月23日

審査の状況

① 平成25年8月12日 （質疑）

・出席委員 ◎村上 正明 ○大島 淡紅子 浅谷 亜紀 大川 裕之
田中 こう 寺本 早苗 中野 正

② 平成25年8月23日 （質疑（自由討議）・討論・採決）

・出席委員 ◎村上 正明 ○大島 淡紅子 浅谷 亜紀 大川 裕之
田中 こう 寺本 早苗 中野 正

③ 平成25年9月 4日 （委員会報告書協議）

・出席委員 ◎村上 正明 ○大島 淡紅子 浅谷 亜紀 大川 裕之
田中 こう 寺本 早苗 中野 正

（◎は委員長、○は副委員長）

懲罰特別委員会報告書（閉会中の継続審査）

任務事項
藤本誠議員に対する懲罰動議の件
懲罰動議の提案理由
藤本誠議員は、平成 25 年 6 月 26 日に開催された本会議において、議長からの数度の質問内容の変更の求めや、発言制止に従わず、議長の議事整理を「いやいや、違う。」「そんなこと関係ない。」などと否定する発言を繰り返し、逆に議長に無礼な質問を行うなど、議会の秩序を乱し、議会の品位を著しく傷つけたものである。 これらの行為は、地方自治法第 132 条及び宝塚市議会会議規則第 54 条第 1 項に違反するものであり、地方自治法第 134 条第 1 項及び宝塚市議会会議規則第 112 条第 1 項の規定に基づき、藤本誠議員の懲罰動議を提出するもの。
関係法令
地方自治法 第 132 条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。 宝塚市議会会議規則 第 54 条 発言は、すべて簡明にし、議題外にわたり又はその範囲を超えあるいは法及びこの規則に違反し、その他議場の秩序を乱し、又は議会の品位を傷つける発言をしてはならない。
<質疑の概要>
問 1 提案理由にある「質問内容の変更の求めに従わず」とは、具体的にどの発言をさすのか。 答 1 「議事整理権に従ってください。」との議長発言を受けても、議員は発言を繰り返している。それまでにも同じような質問の繰り返しがあつた。 問 2 提案理由にある「発言制止に従わず」とは、具体的にどの発言をさすのか。 答 2 全体を読めば、議員が従わなかったことは分かる。 問 3 侵略戦争を教えているかどうかとの質問に対し、答えは控えたいとの答弁が繰り返され、議長から「質問を変えてください。」との発言が出たが、議員の発言は続いているということでしょうか。 答 3 同じ答弁の繰り返しになりトラブっていたので、議長から「質問を変えてください。」と言われた。議事録を見ればわかる。 問 4 提案理由にある「発言制止」とは、どの部分にあたるのか。 答 4 「同じ質問の繰り返しになっています。」「質問を変えてください。」という議長発言は、「発言をやめてください。」というものではないが、議員のその後の「ど

ういうふうにお答えされたんですか。」「そんなこと関係ない。」という発言もある。
また、議長から「通告外の内容で入ってませんので。」とも発言されている。

問 5 議長に「従わなかった」とする根拠は。

答 5 何回もやりとりが繰り返され、その間に議長は制止をしている。最終的に従えば従ったことになるのか。1回で従わなかったら従わないというのか、何回までだったらというのは感覚の問題である。

問 6 提案理由にある「議長の議事整理を否定する発言を繰り返し」とは、どの部分にあたるのか。

答 6 議長から、「議長の議事整理権に従ってください。」「発言通告の範囲に沿って質問してください。」との発言がなされているが、議員の発言にあるように、従うまでにかなりの時間を要している。

問 7 議員による「議長の議事整理を否定する発言」は、どの部分にあたるのか。

答 7 議長の「同じ質問の繰り返しになっています。」に対し、「いや、いや、違う……。」とか、議長の「時間ありませんので。」に対し、「そんなこと関係ない。」と、議員は繰り返している。

問 8 提案理由にある「議長に無礼な質問を行うなど、議会の秩序を乱し、議会の品位を著しく傷つけた」とは、どの部分にあたるのか。

答 8 今までの繰り返しになるが、「いや、いや、違う……。」「そんなこと関係ない。」など何回も同じような発言をして、議長がそれを制止しているにもかかわらず、繰り返し質問すること自体が無礼な振る舞いであり、議会の品位を傷つけるもの。議長の言うことを聞かないということそのものにある。

「議長のほうから、そのお答えをですね、今これ押し問答になっておるようですから、ひとつしっかり答えていただきますように、取り計らいを願います。」と、議長に質問している形になっている。

問 9 質問すること自体が無礼な態度と解釈してよいのか。

答 9 すべてこのやりとりを見ると、明らかに議長に逆らっているという経緯がわかる。それ自身が無礼であることは、合わせて考えていただければ分かると思う。

問 10 発言とか質問とかいろいろ理由にされているが、基本的には議事整理に従わなかった態度が無礼ということか。

答 10 個別に無礼な言葉があり、全体としてとらえてもその態度は無礼ではないか。

問 1 1 提案理由に「地方公務員法第 132 条に違反」とあるが、どういうふうに違反しているのか、どこが違反していると解釈されているのか。

答 1 1 今まで説明させていただいたとおりである。議長の「答えてもらっていますから。」という発言に対して、議員が「答えられていますか。」と議長に反論していること。議員の「どういうふうにお答えされたんですか。」は、議長に対する質問であり、議長の議事整理に対する否定ととらえられる。

また、議長が何回も、制止と発言を変えるように整理をされ、議長の「説明したはずですから。」に対し、議員は「これは関連事項じゃないんですか。」と、議長に対する質問をしている。このように議長に従わないという態度と、議長に対して発言をすることは考えられないこと。

問 1 2 地方自治法第 132 条の規定は「無礼の言葉」そのものの使用である。無礼な態度の中で発言された言葉が「無礼の言葉」とであると解釈してよいのか。

答 1 2 議長に対する質問、確認や（議長の発言を）否定することがあたる。態度と言ってしまうとどうか。

議長の「お答えしました。」に対し、議員は「どういうふうにお答えされたんですか。」と発言。そして、議長の「時間がありませんから。」に「そんなこと関係ない。」というのは、非常に無礼な発言。全体から読みとれば明らかである。

問 1 3 宝塚市議会会議規則第 54 条に「議場の秩序を乱し、又は議会の品位を傷つける発言をしてはならない」とあるが、どの部分がそれにあたるのか。

答 1 3 発言制止や発言内容の変更を求める議長の議事整理権に従わず、いたずらに時間を費やしたことは、議場の秩序を乱すものであり、議会の品位を傷つけるものである。

問 1 4 議事整理権に従わず、それを否定する発言があった。それは態度も含め、地方自治法第 132 条の「無礼の言葉の使用」にあたり、宝塚市議会会議規則第 54 条第 1 項の「その他議場の秩序を乱し」にあたる。議場の秩序を乱したことは、結果的に「議会の品位を傷つける発言」にあたる、という解釈でよいのか。

答 1 4 はい。

自由討議

- ・ 議長の議事整理に対し、「いや違う。」「そんなこと関係ない。」と反論し、従わなかったことは議場の秩序を乱すものである。その発言は議事録で特定されており、宝塚市議会会議規則第 54 条第 1 項に該当する。
- ・ 地方自治法第 132 条については、議長に対する態度が無礼との答弁であり、無礼の

言葉の使用にびたりとはまらない。地方自治法も根拠にするのであれば、無礼の言葉の定義からもう少し詰めていかないといけない。

- 具体的にどのような言葉が「無礼の言葉」に該当するかは、言葉の内容だけでなく、その言動が行われるにいたった動機、社会情勢、議場の状況、発言したときの態度を勘案して決定されるべきであり、最終的には議会が認定するところであるとの解釈がある。
- 議長の議事整理に対する「いや違う。」などの発言は、言葉自体が無礼ではなくても全体の流れから見て、発言したときの態度を勘案すれば無礼の言葉と考えるのが妥当ではないか。
- 「そんなこと関係ない。」という発言は、文脈からしても流れからしても無礼であり、議長の議事整理に対して「いや、いや、違う。」と従わなかったことを合わせると無礼の発言である。
- 議会になぜこういうルールが存在しているか、議長に議事整理権がなぜあるかということに無理解である。一度であればここまで問題にはならないが、たび重なる議事整理権に対する無視や反論であった。
- 言葉が相手をなじるようなものではないとしても、侮辱の意味合いが込められていれば無礼の言葉である。
- 無礼の言葉を議会が判断するというのであれば、どういう状態であれば無礼なのか、そのときにどうするかではなく、判断の基準を決めておく必要がある。
- 相手に悪意をもった発言を無礼の言葉とすれば、議員が議事整理に従わなかったのは事実だが悪意を持った発言とは思えない。議事整理に従わないことが無礼だというのは、それはそれで良いが。
- 無礼というのは本来あるべき姿に対し何か欠けているというものがあるのか、そもそもあってはならないというもののなのか。地方自治法第132条に違反するというのであれば、どちらにするかの整理が必要では。
- 地方自治法第132条の「無礼の言葉」にあたるとするには、その基準を整理する必要があるとのことだが、悪意があるかないかを判断するより、そのときの状況で、そのときの議員が判断すれば良い。
- 無礼かどうかの判断は感覚的なものがあり難しい。議長に対する態度というものがあり、「いや、いや、違う。」とか「そんなこと関係ない。」とか言ったり、議長に回答を求めるのはありえないこと。
- 無礼の「言葉」は「あほ、ぼけ」というものだけではなく、状況によっては「無礼の言葉」になるし、そうでない場合もある。今回は、議長の議事整理に対する無礼な言葉ではないか。

- ・ 同僚に対してであれば無礼ではないが、目上であれば無礼になるようなイメージにも受けとれる。なにが地方自治法第 132 条にいう無礼の言葉にあたるのか。そこが議会に求められる判断ではないか。
- ・ 議員は、言葉に配慮しているが議事整理に従わなかった。そこに、悪意はあったかなかったは別にして、要は、議事整理に従わなかったことが無礼ということになるのではないか。
地方自治法第 132 条を適用するとしても、こういう理由で適用したということ、「あほ、ぼけ」と同じものではないということは、宝塚市議会として、どこかで説明しておく必要がある。
- ・ 議会としての判断で、地方自治法第 132 条を適用することで良いと思う。
- ・ 同じことを何回も繰り返し、議長の議事整理に従わず「そんなこと関係ない。」と言ってしまっている。しかも、その後も、通告と離れた発言を続けており、陳謝が適當。
- ・ 直接的な言葉自体はともかく、同じ質問を繰り返すなど、議長に対する態度に問題があり、懲罰を科すことには賛成。
- ・ 誰かを傷つけたものではないので出席停止までは重くする必要はなく、陳謝が適當。
- ・ 宝塚市議会会議規則第 54 条に「議場の秩序を乱し、又は議会の品位を傷つける発言をしてはならない。」に該当する。本日までに、議員から謝罪の言葉もなく、陳謝を求めることが適當。
- ・ 議事整理に従わず、同じ質問を何回か繰り返されていることは事実であり、戒告が適當。
- ・ 議長の議事整理に従わず、最終的には議長に反問もしている。会議規則を読んで、理解していただく意味で、陳謝を求めることが適當。

討 論

討論 1 懲罰を科すことに賛成。種類は、公開の議場における陳謝が適當。

討論 2 懲罰を科すことに賛成。種類は、公開の議場における戒告が適當。

審 査 結 果

別紙陳謝文のとおり、公開の議場における陳謝を科すことに決定。

① 懲罰を科すことについて 可決（全員一致）

② 公開の議場における陳謝を科すことについて

可決（賛成多数 賛成 5 人 反対 1 人）

③ 別紙陳謝文について 可決（全員一致）

陳 謝 文

6月26日の本会議における発言について

私の一般質問において、議長の議事整理に従わず発言を繰り返し、また、議長に対し、議長の議事整理を批判する発言などを行ったことは、地方自治法及び宝塚市議会会議規則に違反するものであり、議場の秩序を守り、議会の品位を保持すべき議員の職責に顧みて、誠に申し訳なく思います。

ここに深く反省し、今後発言に十分留意することをお約束して、心からお詫び申し上げます。

平成25年（2013年）9月6日

宝塚市議会議員

藤 本 誠